

28 子保企第 505 号
平成 29 年 3 月 31 日

各 民間保育所
私立認定こども園 代表者様

名古屋市子ども青少年局長

運営費等の使途制限及び弾力運用の取扱いについて

私立保育所に対する委託費及び私立認定こども園における国基準の運営費（以下「運営費等」）の子ども・子育て支援新制度施行後の取扱いについて、内閣府・厚生労働省から「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成 27 年 9 月 3 日付府子本第 254 号、雇児発第 0903 第 6 号）」（以下「経理等通知」）が発出されました。

本市所管の私立保育所及び私立認定こども園（保育所型及び幼保連携型に限る、以下同じ）における運営費等の使途制限及び弾力運用の取扱いは下記のとおりとします。

なお、本通知の施行に伴い「保育所運営費の弾力運用について」（平成 25 年 3 月 26 日付名古屋市子ども青少年局保育部保育企画室長・保育運営課長通知）は廃止します。

担当一覧

- ・「2 運営費等の使途制限」に関すること
保育企画室認可給付係（新制度給付センター内）（228-6940）
- ・「4 保育所等を新たに設置する場合の資金計画」に関すること
保育企画室保育企画係（972-3184）
- ・「3 弾力運用等にかかる事前計画及び報告」及び「5 運営費等の取扱いにかかる指導監督」に関すること
保育運営課保育指導係（972-3972）

（子ども青少年局保育部保育企画室・保育運営課）

(別紙)

本市所管の私立保育所及び私立認定こども園における運営費等の使途制限 及び弾力運用の取扱い

(※各項目欄に記載されている**四角囲み**は該当する施設類型を示しています。)

1 用語の定義 **共通**

用語	定義
私立保育所	名古屋市内に名古屋市以外が設置する保育所
私立認定こども園	名古屋市内に名古屋市以外が設置する保育所型認定こども園及び幼保連携型認定こども園
委託費	子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定により私立保育所に対して支弁される委託費
給付費等	私立認定こども園が代理受領する子ども・子育て支援法第 27 条に規定にする施設型給付費及び私立認定こども園が保護者から直接徴収する利用者負担額
運営費等	委託費及び給付費等
経理等通知	「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成 27 年 9 月 3 日付府子本第 254 号・雇児発第 0903 第 6 号内閣府子ども・子育て本部統括官・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)
299 号通知	「保育所運営費の経理等について」(平成 12 年 3 月 30 日付児発第 299 号厚生省児童家庭局長通知)
旧課長通知	「保育所運営費の弾力運用について」(平成 25 年 3 月 26 日付子ども青少年局保育部保育企画室長・保育運営課長名通知)

2 運営費等の使途制限

(1) 私立保育所の委託費の取扱い **保育所**

平成 26 年度以前における保育所運営費の使途制限に関する取扱いは、厚生労働省が示す 299 号通知が定めるところによるほか、本市では運営費補給金制度との整合性を図る観点から旧課長通知において、本市独自に弾力運用の上限額を「民改費管理費の 2 倍」の範囲内とする取扱いを示していました。

しかし、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、運営費等及び運営費補

給金制度の取扱い変更があったことを受け、本市独自の制限を廃止し、私立保育所における委託費の用途制限の取扱いは経理等通知に定めるところに従うこととします。

(2) 私立認定こども園の給付費等の取扱い **認定こども園**

私立認定こども園に対する給付費等は経理等通知において用途制限の対象外とされていますが、本市では、運営費補給金制度をはじめとする保育の実施にかかる市独自補助制度について、私立保育所と同様の取扱いとしていることを考慮し、私立認定こども園における給付費等の用途は、経理等通知に定めるところに準じた取扱いとすることが望ましいものとします。

なお、私立認定こども園においては、

- ア) 公定価格の積算上において人件費・事業費・管理費それぞれの内訳が示されていない
- イ) 教育標準時間認定を受けた子どもに係る部分と保育認定を受けた子どもに係る部分の収入及び支出ともに一本化されており、保育認定にかかる経費を正確に区分することができない

の2点において、私立保育所における委託費と性質が異なります。これを踏まえ、私立認定こども園において、経理等通知に定める弾力運用に相当する経費支出を行う場合の上限額についても経理等通知に定める金額を参考とした水準とすることが望ましいものとします。

3 弾力運用等にかかる事前計画及び報告 **共通**

(1) 弾力運用にかかる事前計画書の提出

私立保育所が経理等通知に定める弾力運用として経費の支出を行う場合及び私立認定こども園が弾力運用に相当する経費の支出を行う場合には、毎年度7月末までに「弾力運用等にかかる事前計画書」（以下「事前計画書」）を提出することとします。

(2) 事前計画書の提出が必要となる経費支出

別表 1 「事前計画書の提出が必要な経費支出」に掲げる内容の経費支出を行う場合は、事前計画書の提出が必要です。

事前計画書は、各施設が予定している経費支出の内容及び金額並びに支出にかかる要件の充足状況を把握し、各施設の適切な運営を確認することを目的に提出を求めるものです。したがって、弾力運用等としての経費支出が、土地・建物賃借料、整備資金借入にかかる償還支出等、定例的かつ継続的に発生する経費支出のみであつたとしても、事前計画書の提出を省略することはできません。

(3) 事前計画書の修正又は変更報告

提出された事前計画書の内容を審査し、是正が必要な場合は計画書の内容の修正等を求めることとします。その後のやむを得ない事情により、事前計画書に掲載のなかった経費支出が必要となった場合には、遅滞なく報告する必要があります。

(4) 弾力運用等にかかる報告

毎年度終了後、弾力運用等に係る経費の支出状況及び要件の充足状況について、施設会計の決算書の提出とあわせて別に定める様式により報告することとします。

4 保育所及び認定こども園を新たに設置する場合の資金計画 共通

(1) 運営費等からの弾力運用の上限

保育所及び認定こども園を新たに設置する場合において運営開始後の運営費等から整備に伴う借入金償還額及び土地建物に係る賃借料等を支出することを予定した資金計画を設定する場合、運営費等から支出できる年間の上限額は、設置する保育所又は認定こども園の定員及び職員の平均勤続年数の見込みに応じて、別表 2「保育所及び認定こども園の新設にかかる整備資金に関する基準」に定める範囲内とし、設置に際して「新設にかかる運営費等からの支出計画書」（以下「支出計画書」）を施設整備にかかる公募への応募又は協議の時点において提出しなければなりません。

(2) 支出計画書の修正、変更及び報告

提出された支出計画書の内容を審査し、是正が必要な場合は計画書の内容の修正を求めることとします。また、整備期間中のやむを得ない事情により、支出計画書に記載した内容の変更が必要となった場合においては遅滞なく報告する必要があります。

整備が完了し、支出計画書に沿った運営費等からの経費支出の執行については、本通知 3 に定めるところに従い毎年度、事前計画書及び執行状況等の報告が必要です。

(3) 別表 2 の基準を超える支出が行われた場合の取扱い

別表 2 の基準の範囲内の資金計画であることを前提として新設を承認し、新設に係る各種補助金を交付していることから、別表 2 の基準を超える支出が行われた場合は、その状態が改善されるまで、運営費補給金(整備償還補助費)及び賃貸保育所にかかる賃借料補助金の交付を一部又は全部停止することがあります。

5 運営費等の取扱いにかかる指導監督

(1) 私立保育所における取扱い **保育所**

私立保育所の委託費について、経理等通知の定める範囲を超えた経費の支出が確認された場合においては、社会福祉施設指導監査における文書による指摘事項（以下「文書指摘」）の対象となると同時に、経理等通知に従い処遇改善等加算（基礎分）の交付停止等を行うことがあります。

(2) 私立認定こども園における取扱い **認定こども園**

私立認定こども園の給付費については、公定価格算定上の支給停止の措置等が設けられていないことから、本通知 2(2)に定める取扱いに反したことをもって直ちに社会福祉施設指導監査における文書指摘の対象となるものではありませんが、各施設における適切な運営を確認する観点から、使途及び金額に関して支出の必要性の説明を求めることがあるほか、社会通念上、適切な支出と認めがたい内容の支出が確認された場合は、文書指摘等の対象となる場合があります。

別表 1 事前計画書の提出が必要な経費支出

1 経理等通知中「1 委託費の使途制限」(4)から(6)に規定する弾力運用に該当する経費支出

区分	規定	経費支出の内容
ア	1(4) 別表 2	同一の設置者が設置する保育所等(※)に係る ア) 建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費 イ) 土地又は建物の賃借料 ウ) 上記の経費に係る借入金(利息部分を含む)の償還又は積立(保育所施設・設備整備積立)のための支出 エ) 保育所等を経営する事業にかかる租税公課
イ	1(4)	保育所施設・設備整備積立資産を同一の設置者が設置する他の保育所等の施設・設備に充てること
ウ	1(5) 別表 3	同一の設置者が運営する子育て支援事業(法第 59 条に規定するもの)に係る ア) 子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等に要する経費 イ) 上記の経費に係る借入金(利息部分を含む)の償還又は積立のための支出
エ	1(5) 別表 4	同一の設置者が設置する社会福祉施設等に係る ア) 建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費 イ) 土地又は建物の賃借料 ウ) 上記の経費に係る借入金(利息部分含む)の償還又は積立のための支出 エ) 社会福祉施設等を経営する事業にかかる租税公課
オ	1(5) 別表 5	同一の設置者が設置する保育所等に係る ア) 建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費 イ) 土地又は建物の賃借料 ウ) 上記の経費に係る借入金(利息部分含む)の償還 エ) 保育所等を経営する事業に係る租税公課
カ	1(6)	当該保育所に係る「保育所施設・設備整備積立資産」の積立(建物・設備及び機器器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営費・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立資産)

2 経理等通知「3 前期末支払資金残高の取扱い」に規定する経費支出

区分	規定	内容
ア	3(1)	当該年度の事業活動収入額(予算額)の 3 %を超える金額の取崩し
イ	3(2)①	当該保育所・認定こども園を設置する法人本部の運営に要する経費
ウ	3(2)②	同一の設置者が運営する社会福祉法第 2 条に定める第 1 種社会福祉事業及び第 2 種社会福祉事業並びに子ども・子育て支援法第 59 条に定める子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する費用
エ	3(2)③	同一の設置者が運営する公益事業(子育て支援事業を除く)のうち事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために保育所の運営と一体的に運営が行われる事業及び介護保険法に定める指定居宅サービス事業等の運営に要する経費

※保育所等：保育所及び子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

別表２ 保育所及び認定こども園の新設にかかる整備資金に関する基準

(単位：円・年額)

区 分		整備予定施設の２号・３号認定子どもにかかる利用定員				
		20 人	21 人以上 60 人未満	60 人以上 90 人未満	90 人以上 119 人未満	120 人以上
職員の平均経験年数(見込み)	2 年以下	750,000	990,000	1,180,000	1,380,000	1,590,000
	3 年	1,130,000	1,480,000	1,780,000	2,080,000	2,390,000
	4 年	1,510,000	1,980,000	2,370,000	2,770,000	3,190,000
	5 年	1,890,000	2,470,000	2,960,000	3,470,000	3,980,000
	6 年	2,270,000	2,970,000	3,560,000	4,160,000	4,780,000
	7 年	2,650,000	3,460,000	4,150,000	4,860,000	5,580,000
	8 年	3,030,000	3,960,000	4,750,000	5,550,000	6,380,000
	9 年	3,410,000	4,450,000	5,340,000	6,250,000	7,170,000
	10 年以上	3,790,000	4,950,000	5,930,000	6,940,000	7,970,000

整備資金に係る借入金及び借入利息の償還にかかる支出額及び土地建物に係る賃借料支出として、保育所等の運営開始後における運営費等から支出を計画する場合、その支出額の上限は、整備予定施設の利用定員(２号・３号認定子どもにかかる定員に限る)及び職員の平均経験年数(処遇改善等加算(基礎分)の算出方法に従って計算した施設・事業所の常勤職員(１日６時間以上かつ月２０日以上の勤務を行う者)の社会福祉施設等における経験年数の平均)に応じて、上表の各欄に定める金額の範囲内とする。